

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT 会員規約

2008年3月制定

2008年9月改訂

(目的)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT (以下「当法人」という。)の会員資格等を定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同して活動する個人又は団体

(入会の申込)

第3条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出するものとする。

(入会の承認)

第4条 理事長は、次の事由がある場合は入会の承認を行わない場合がある。

- (1) 過去に会員資格を取り消された者からの申込があった場合
- (2) 入会申込にあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 正会員の申込については、入会の承認を行わない正当な理由がある場合

(会費)

第5条 会員は、次に掲げる会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金 1万円 年会費 1万円
- (2) 賛助会員 入会金 1万円 年会費 2万円
- (3) ボランティア会員 入会金 0円 年会費 5千円

(会費の払込方法)

第6条 会費の払込は、一括払いのみとし、当法人が指定する口座への入金とする。

(会員資格の取得及び期間)

第7条 入会を申し込んだ個人及び団体は、当法人が会費の入金が確認できた時に会員資格を取得する。会員資格の期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、年度中に入会した者は、入会初年度に限り、会員資格を取得した日から同年度の9月30日までとする。

(変更の届出)

第8条 会員は、住所その他当法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行うこととする。

(会員の更新)

第9条 会員資格の喪失がない限り、当法人が指定した払込期日までに会費の入金が確認できた時をもって、自動的に更新する。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約及び当法人定款に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員規約の変更等)

第13条 本規約は、当法人定款に基づき、会員の事前承認なしに追加、修正、変更されることがある。

(抛出金品の不返還)

第14条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(準拠法)

第15条 本規約は、日本法を準拠法として、同法に基づいて解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第16条 会員と当法人との間で訴訟の必要が生じた場合、当法人の主たる事務所の所在

地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 17 条 会員と当法人との間で問題が生じた場合、双方誠意をもって協議を行い解決するものとする。

(その他の事項)

第 18 条 本規約に定めのない事項に関して判断が必要となった場合は、理事会の議決を経て、定めるものとする。